

# 千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱

## (オキシダントの部)

### (目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条の規定のうち、オキシダントに係る緊急時における知事の措置に関して必要な事項及び緊急時にいたる事前の予報（以下「緊急時等」という。）について定めることを目的とする。

### (大気汚染状況の測定及び場所)

第2条 オキシダントの大気中における測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省・通商産業省省令第1号）第18条に規定する中性燐酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器によって、別表に掲げる測定局（以下「測定局」という。）で行う。

2 前項に規定する測定のほか適宜必要な測定を行う。

### (発令区分)

第3条 発令は次の区分によって行う。

- (1) 光化学スモッグ **予報**
- (2) 光化学スモッグ **注意報**
- (3) 光化学スモッグ **警報**
- (4) 光化学スモッグ **重大緊急報**

### (発令地域)

第4条 前条各号に掲げるそれぞれの発令地域は次のとおりとする。ただし、状況により全地域を各市町村単位に分けて発令することができる。

- (1) **野田**地域 野田市
- (2) **東葛**地域 松戸市、柏市及び流山市
- (3) **葛南**地域 市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市及び浦安市
- (4) **千葉**地域 千葉市、佐倉市及び四街道市
- (5) **市原**地域 市原市及び袖ヶ浦市
- (6) **君津**地域 木更津市、君津市及び富津市
- (7) **印西**地域 我孫子市、印西市、白井市及び栄町
- (8) **成田**地域 成田市、富里市、酒々井町、神崎町及び芝山町
- (9) **北総**地域 銚子市、香取市及び東庄町
- (10) **九十九里**地域 東金市、旭市、八街市、匝瑳市、山武市、大網白里市、多古町、九十九里町及び横芝光町
- (11) **長生・夷隅**地域 茂原市、勝浦市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町及び御宿町
- (12) **南房総**地域 館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町

(気象情報の収集)

第5条 緊急時等の措置に関し、銚子地方气象台、関係都県等から必要な気象情報の収集を行う。

(行政指導の発令基準)

第6条 発令は次の基準によって行うことを原則とする。

- (1) 光化学スモッグ **予報** 気象条件並びに各種汚染濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき、判断した当日の午前11時までに発令する。
- (2) 光化学スモッグ **注意報** オキシダントによる大気汚染の状況が悪化し、測定局における測定値が0.12ppm以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるときに法第23条第1項の規定により発令する。
- (3) 光化学スモッグ **警報** 前号の状態がさらに悪化し、測定局における測定値が0.24ppm以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるときに法第23条第1項の規定により発令する。

(法第23条第2項の規定による命令(光化学スモッグ重大緊急報)の発令基準)

第7条 前条第3号の状態がさらに悪化し、測定局における測定値が0.40ppm以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるときに法第23条第2項の規定により光化学スモッグ **重大緊急報**を発令する。

(解除の基準)

第8条 緊急時等の解除は第6条の各号又は第7条で定める発令基準に該当しなくなった場合に行う。

(発令及び解除の一般への周知等)

第9条 緊急時等の発令及び解除を行った場合は、市町村及び報道機関等の協力を得て速やかに一般に周知する。また、テレフォンサービス、メール配信サービス等により迅速に緊急時等に係る情報等を提供する。

- 2 緊急時等においては、一般に対して屋外での過激な運動を差し控えること及び不要不急の自動車の運行の自粛等について周知し、協力を求める。

(協力工場等)

第10条 緊急時等において、ばい煙排出量の削減を行う工場又は事業場は、法のばい煙発生施設(予備、休止施設を除く。)を定格能力で使用した場合の原料及び燃料使用量(以下「原燃料使用量」という。)の合計が、重油の量に換算して原則として1時間当たり1キログラムを超える工場若しくは事業場、又は窒素酸化物の排出量が1時間当たり10ノルマル立法メートルを超える工場若しくは事業場(以下「ばい煙排出者」という。)とする。

- 2 緊急時等において、揮発性有機化合物排出量の削減を行う工場又は事業場は、法の揮発性有機

化合物排出施設（全ての施設が予備、休止施設の場合を除く。）を設置している工場又は事業場（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）とする。

- 3 協力工場等（第1項に定めるばい煙排出者及び第2項に定める揮発性有機化合物排出者をいう。）のうち、燃料使用量等（原燃料使用量、窒素酸化物排出量又は揮発性有機化合物排出量をいう。）が夏期（4月から10月まで）に極めて少ないものは、協議の上、協力工場等から除外することができる。
- 4 協力工場等の削減措置等に関しては、別に定める「大気汚染緊急時削減措置実施細目（オキシダントの部）」によるものとする。

（緊急時等の行政指導による要請等の内容）

- 第11条 光化学スモッグ予報を発令したときは、発令地域及び当該地域外で当該地域に影響を及ぼすと思われる地域（以下「緊急時措置対象地域」という。）の協力工場等に対し、燃料使用量等を通常時の使用量又は排出量（以下「通常値」という。）の20パーセント程度削減（以下「第1次措置」という。）するよう要請し、また、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用する者に対して当日の当該地域内の自動車等の運行の自主規制を求めるものとする。
- 2 光化学スモッグ注意報を発令したときは、法第23条第1項の規定により速やかに緊急時措置対象地域の協力工場等に対し、第1次措置をとるよう勧告し、また自動車等を使用する者に対して、当該地域内の自動車等の運行の自主規制を求めるものとする。
- 3 光化学スモッグ警報を発令したときは、法第23条第1項の規定により速やかに緊急時措置対象地域の協力工場等に対して燃料使用量等を通常値の40パーセント程度削減（以下「第2次措置」という。）するよう勧告し、また自動車等を使用する者に対して、当該地域内の自動車等の運行の自主規制を求めるものとする。
- 4 前各項の削減は、県から通報を受けたのち、直ちに削減のための操作を開始し、30分以内に完了するよう努めなければならない。

（法第23条第2項の規定による命令等の内容）

- 第12条 光化学スモッグ重大緊急報を発令したときは、速やかに緊急時措置対象地域の協力工場等に対し、法第23条第2項の規定により燃料使用量等を通常値の40パーセント削減するよう命ずる。なお、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合には、千葉県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。
- 2 前項の削減は、県から通報を受けたのち、直ちに削減のための操作を開始し、30分以内に完了しなければならない。

（削減措置等の特例）

- 第13条 協力工場等は、特別の理由により、第11条及び第12条に掲げる削減率の達成が困難

な場合又は削減に要する時間が30分を超える場合には、その状況を具体的に説明する理由書を提出し、削減率又は削減に要する時間についてあらかじめ県と協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合には、第11条及び第12条の規定にかかわらず、当該協力工場等は、当該協議に従って削減するものとする。

(関係機関との連絡協議)

第14条 緊急時等の措置を適切かつ円滑に実施するために、国、千葉県公安委員会、関係都県、関係市町村等と連絡を緊密にし、運用の適正化を図るものとする。

(発令期間)

第15条 発令は、毎年4月1日から10月31日までの期間に限って行う。

附 則

この要綱は、昭和46年6月1日から実施する。

この要綱は、昭和47年5月10日から実施する。

この要綱は、昭和47年7月1日から実施する。

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和49年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和50年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和52年8月10日から実施する。

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

この要綱は、平成9年4月28日から実施する。

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 19 年 8 月 29 日から実施する。  
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 27 年 6 月 15 日から実施する。  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

別表 測定局

地域名	当該地域内の測定局名		
野田地域	野田桐ヶ作測定局	野田市野田測定局	
東葛地域	流山平和台測定局	柏永楽台測定局	柏大室測定局
	松戸根本測定局	松戸五香測定局	松戸二ツ木測定局
葛南地域	市川本八幡測定局	市川行徳駅前測定局	市川大野測定局
	浦安猫実測定局	船橋印内測定局	船橋豊富測定局
	船橋丸山測定局	船橋高根測定局	船橋高根台測定局
	船橋前原測定局	船橋若松測定局	船橋南本町測定局
	鎌ヶ谷軽井沢測定局	八千代高津測定局	習志野鷺沼測定局
千葉地域 ※上段は千葉市名称 下段は千葉県名称	花見川小学校測定局 (千葉花見川測定局)	検見川小学校測定局 (千葉検見川測定局)	山王小学校測定局 (千葉山王測定局)
	宮野木測定局 (千葉宮野木測定局)	大宮小学校測定局 (千葉大宮測定局)	千城台北小学校測定局 (千葉千城台測定局)
	泉谷小学校測定局 (千葉おゆみ野測定局)	寒川小学校測定局 (千葉寒川測定局)	都公園測定局 (千葉都測定局)
	土気測定局 (千葉大椎測定局)	真砂公園測定局 (千葉真砂測定局)	四街道鹿渡測定局
	佐倉江原新田測定局		
市原地域	市原八幡測定局	市原五井測定局	市原姉崎測定局
	市原廿五里測定局	市原潤井戸測定局	市原松崎測定局
	市原岩崎西測定局	市原郡本測定局	市原平野測定局
	市原奉免測定局		
	袖ヶ浦長浦測定局	袖ヶ浦代宿測定局	袖ヶ浦三ツ作測定局
	袖ヶ浦坂戸市場測定局	袖ヶ浦蔵波測定局	袖ヶ浦吉野田測定局
	袖ヶ浦横田測定局	袖ヶ浦川原井測定局	
君津地域	木更津中央測定局	木更津清見台測定局	木更津畑沢測定局
	木更津真里谷測定局	君津久保測定局	君津坂田測定局
	君津人見測定局	君津俵田測定局	君津糠田測定局
	富津下飯野測定局		
印西地域	印西高花測定局	我孫子湖北台測定局	白井七次台測定局
	栄安食台測定局		
成田地域	成田加良部測定局	成田奈土測定局	芝山山田測定局
北総地域	香取府馬測定局	香取大倉測定局	銚子栄測定局
	香取羽根川測定局		
九十九里地域	匝瑳椿測定局	横芝光横芝測定局	八街市八街測定局
	東金堀上測定局		
長生・夷隅地域	茂原高師測定局	一宮東浪見測定局	勝浦小羽戸測定局
南房総地域	館山亀ヶ原測定局	鋸南下佐久間測定局	